

## 第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和2年2月18日(火)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之  
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭  
22 中野 たつ子

以上9名

欠 席 委 員 24 前田 孝幸

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：柴山担当副主幹

白山：境担当副主幹 美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・7 森 哲也

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第4号 非農地証明願いについて

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

- 議 長        それでは、第2回第2農地部会を開会いたします。本日の欠席は前田委員1名で出席委員数は9名でございます。
- 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
- 6番 田口 慶則委員・7番 森 哲也委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。
- 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
- まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。
- 報告第1号から報告第3号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局        それでは、議案書の1ページから8ページをお願いいたします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1から62で、合計件数は62件、合計面積は田で211,257㎡でございます。
- これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 9ページから11ページをお願いします。
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
- 番号1から9で、合計件数は9件、合計面積は30,072.21㎡で、その内訳は田が22,991.21㎡、畑が7,081㎡でございます。
- これらにつきましては、相続の届出でございます。
- なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 12ページをお願いいたします。
- 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
- 番号1から2 駐車場用地でございます。
- 以上、件数は2件、合計面積は田で239㎡でございます。
- 報告案件は以上です。

議長 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。  
次に議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。  
番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 292,919㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 7,400㎡、申請地 木造町大坪 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 925㎡ 外5筆、合計面積 5,913㎡。  
これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,459㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 10,499㎡、申請地 久居一色町新畑 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 41㎡ 外1筆、合計面積 594㎡。  
これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から、耕作利便のよい申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 太郎生、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,116.61㎡、申請地 美杉町太郎生小屋垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 509㎡ 外1筆、合計面積 935㎡。  
これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。  
なお、この地区の下限面積は、空き家と同時取得の場合、100㎡となっております。

以上、合計件数は3件、合計面積は7,442㎡で、その内訳は、田が5,913㎡、畑が1,529㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思ひます。  
1番。

田口委員	6番 田口です。7日に現地確認して参りました。諸戸部会長、中野委員、地元推進委員と見て参りました。場所は_____北、約200メートルぐらいです。事務局の説明通りです。よろしくお願いいたします。
議 長	2番お願いします。
森 委員	7番 森です。7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員と現地へ行って参りました。場所は_____の_____から北へ300メートルのところ。事務局の説明通りです。よろしくお願いいたします。
議 長	3番お願いします。
結城委員	18番 結城です。7日に地元推進委員と事務局で現地を確認して参りました。渡人は_____に住んでいます。受人は田舎暮らしを希望しており、申請地で隣接する中古住宅を購入して家庭菜園をしたいということです。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	14ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。  番号1、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居一色町新畑_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 38㎡ 外1筆、合計面積 404㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地・進入用道路とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。  番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居一色町新畑_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 316㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭用地・物置用地・駐車場用地とするものです。

受人の長男・次男夫婦が頻繁に訪れるため、来客用駐車場も含めて、4台分を確保し、現在利用している駐車用ガレージが手狭であり、荷物を移すために、新たに物置を設置するもので、申請地を、駐車場用地、物置用地、庭用地として一体的に利用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 波瀬、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬岩ノ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 田・宅地、面積 1,467㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をビオトープ整備用地とするものです。

申請者は、申請地周辺の山林を大規模な太陽光発電施設とする「\_\_\_\_\_」を計画しており、当該事業が三重県環境影響評価条例の対象事業に該当することから環境影響評価が実施されました。

この環境影響評価の中で、生息が確認された希少野生動植物の保護対策として、動植物の個体の移設・移植、生息・生育環境の創出を講じることが示されたことにより、今回の申請地およびその奥にあたる山林の一部を一体的に利用してビオトープを整備し、ヒメミズワラビなどの植物、ヤマトサンショウウオなどの両生類、ドジョウなどの魚類、コオイムシなどの昆虫を移植し、生息環境を創出しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 波瀬、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬小俣 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 925㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、387.9㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町八太中野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 194㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

申請地北側隣接地は、譲受人の夫が所有しており、現在、その場所を建築会社が賃借して、倉庫および駐車場として使用しています。受人は、建築会社から駐車場の新規確保の要望を受けたため、倉庫に隣接する申請地を取得し、普通車6台、2トントラック2台分の駐車スペースを確保する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町小山鳥居ノ本 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 243㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は3,549㎡、このうち田が2,392㎡、畑が1,157㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。  
番号1。

森委員 7番 森です。隣地ですので、1番、2番説明いたします。2月7日に諸戸部会長、中野委員、田口委員と事務局と、地元推進委員とで現地へ行って参りました。現場は\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_の北へ50メートルほど行ったところ。事務局説明通りです。よろしく申し上げます。

議長 3番から4番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。7日に行ってきました。3番はビオトープにすることで、全体の計画は今後出てくるようで、何ら問題ないと思います。4番は太陽光にしたいということで、守山会長、地元推進委員と見て参りました。別に問題はなさそうでした。よろしく申し上げます。

議長 5番、6番。

守山委員 15番 守山です。担当委員の前田委員が休みですので、私が代わりに説明させていただきます。2月の7日に、宮本委員と地元推進委員と一志総合支所の職員と申請者の代理人から説明を受けました。事務局の説明通りでして、よろしく申し上げます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定し

たいと思います。

議長 続きます、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町若林 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 182㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を倉庫用地とするものです。

申請地については、先代の頃から、50年近く前から家が建っており、倉庫建築の前に取り壊した旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で182㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

森委員 7番 森です。2月7日に現地調査に行きまして。諸戸部会長、中野委員、田口委員、地元推進委員とで現地へ行って参りました。小学校から東へ行ったところで、現場は私の子どもころから家が建っていたところ。事務局説明通りでございます。何の問題も無いと思います。よろしく申し上げます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

議 長	続きます、議案第4号 非農地証明願について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	16ページをお願いいたします。 議案第4号 非農地証明願について、でございます。  番号1、地区 太郎生、願出者 _____、申請地 美杉町太郎生後山 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 76㎡。 これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（撮影年月日 平成7年4月27日）により、申請地に平成2年5月頃、耕作困難により植林し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。  以上、件数は1件、合計面積は畑で76㎡でございます。  以上で説明を終わります。 ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありました、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いません。
結城委員	18番 結城です。7日に地元推進委員と現地を確認して参りました。申請人は_____に住んでいるため耕作が困難となり、無断でスギの苗を植樹したということで、必要書類も揃っており、航空写真もあるということで、問題ないと思えます。よろしく申し上げます。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については証明することに決定したいと思います。
議 長	次に別冊でお配りしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
議 長	事務局の説明をお願いします。



事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。  
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で37,365㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,293㎡、契約件数は25件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で86,286㎡、畑の使用貸借で958㎡、契約件数は56件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で62,826㎡、畑の使用貸借で451㎡、契約件数は31件でございます。

美杉地区につきましては、契約はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて186,477㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて5,702㎡、合計契約件数は112件、合計面積は192,179㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区10件、一志地区で11件、白山地区で20件で合計41件、合計面積は111,195㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で36.6%、面積で57.9%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号 64番 についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長	この1件についていかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
議 長	_____委員入室してください。
	< 入 室 >
議 長	つぎに、整理番号 87番についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この1件についていかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
議 長	_____委員入室してください。
	< 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第2回第2農地部会を閉会します。

午後2時25分

上記は、第2回第2農地部会の議事を録したものである。

令和2年2月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_